

2020 年（令和 2 年）

那覇市新型コロナウイルス感染症対応
第一次経過報告書



2020 年（令和 2 年）8 月

I はじめに

2020 年、人々から自由と命を奪う不条理が牙をむいています。カミュがペストで描いた世界です。新型コロナウイルスと戦う武器は何か？ 予防（ワクチン）と治療（薬剤）は大きな武器です。しかし、ワクチンも特効薬もありません。ワクチン無し予防策と特効薬無し治療策で対応せざるを得ません。このうち、那覇市保健所の役割は予防となります。

那覇市保健所は、海外の感染症について、これまでに 2014 年の西アフリカでのエボラ出血熱、2015 年の韓国での中東呼吸器症候群や台湾でのデング熱、2016 年の南米中心のジカウイルス感染症等に対応してきました。

県内の感染症では、3度の市内結核集団感染（2013 年、16 年、17 年）や県内を起点とした広域腸管出血性大腸菌感染症（O157）等（2016 年）、2018 年前半の麻疹流行、同年後半からの風疹流行、2019 年の那覇市内発生が疑われたデング出血熱に対応してきました。

2018 年の麻疹流行の対応報告書では「単発～小規模アウトブレイクに対する準備は整っていたが、今回のような中規模あるいは大規模アウトブレイクに対する準備は整っていたとは言えない」と、大規模アウトブレイクに対する準備が課題として挙げられていました。その準備は整っていたのでしょうか？ 答えは「全く不十分」です。

県民の約 9 割が免疫を持っている麻疹と違い、新型コロナウイルスに対して県民は誰も免疫を持っていません。2020 年上半期の流行は、なんとか乗り切ることができましたが、免疫がない以上、流行は再びやってきます。

2020 年上半期の流行への対応を振り返り、その課題と今後の対策をまとめ、次の流行に備えたいと思います。

今回の流行で、懸命に業務にあたった担当職員に深い敬意と謝意を表します。また健康部内外からの応援職員、そしてその職員を間接的に支援いただいた全庁職員にも感謝申し上げます。

私たちは今、歴史的な仕事をしています。次の流行も一緒に乗り越えましょう。

2020 年（令和 2 年）8 月 那覇市保健所長 仲宗根正

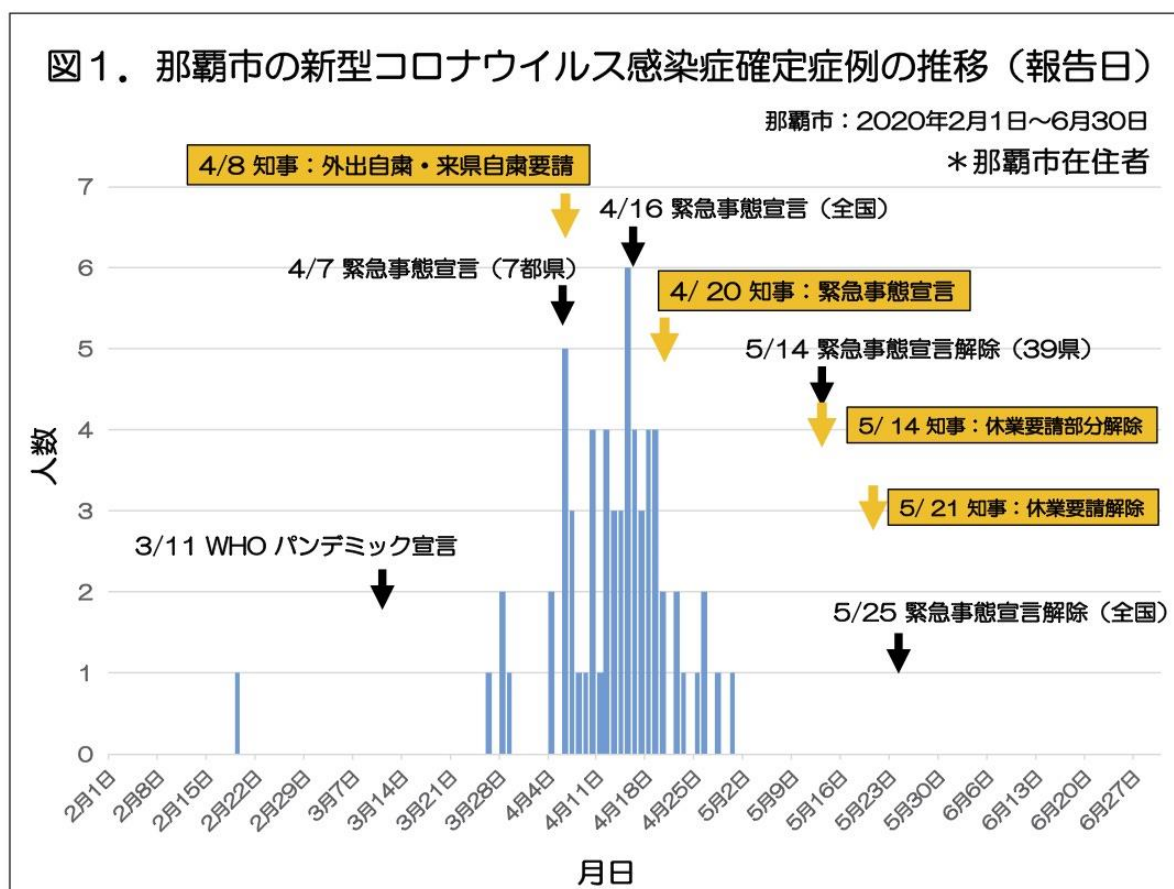
目 次

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II	新型コロナウイルス感染症発生状況	
1	那覇市・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	沖縄県・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	全国・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4	世界・・・・・・・・・・・・・・・・	9
III	那覇市の新型コロナウイルス感染症対策と対応（Plan & Do）	
1	準備期・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2	流行経過と対応概略（経過表）・・・・・・・・	10
3	那覇市の対応・・・・・・・・	14
IV	課題と今後の対策（Check & Act）	
1	実施体制・・・・・・・・	19
2	サーベイランス・情報収集・・・・・・・・	19
3	情報提供・共有・・・・・・・・	19
4	予防・まん延防止・・・・・・・・	20
5	医療・・・・・・・・	21
6	市民生活・市民経済の安定の確保・・・・・・・・	21
7	その他・・・・・・・・	22
	【参考資料】・・・・・・・・	24～51

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症発生状況

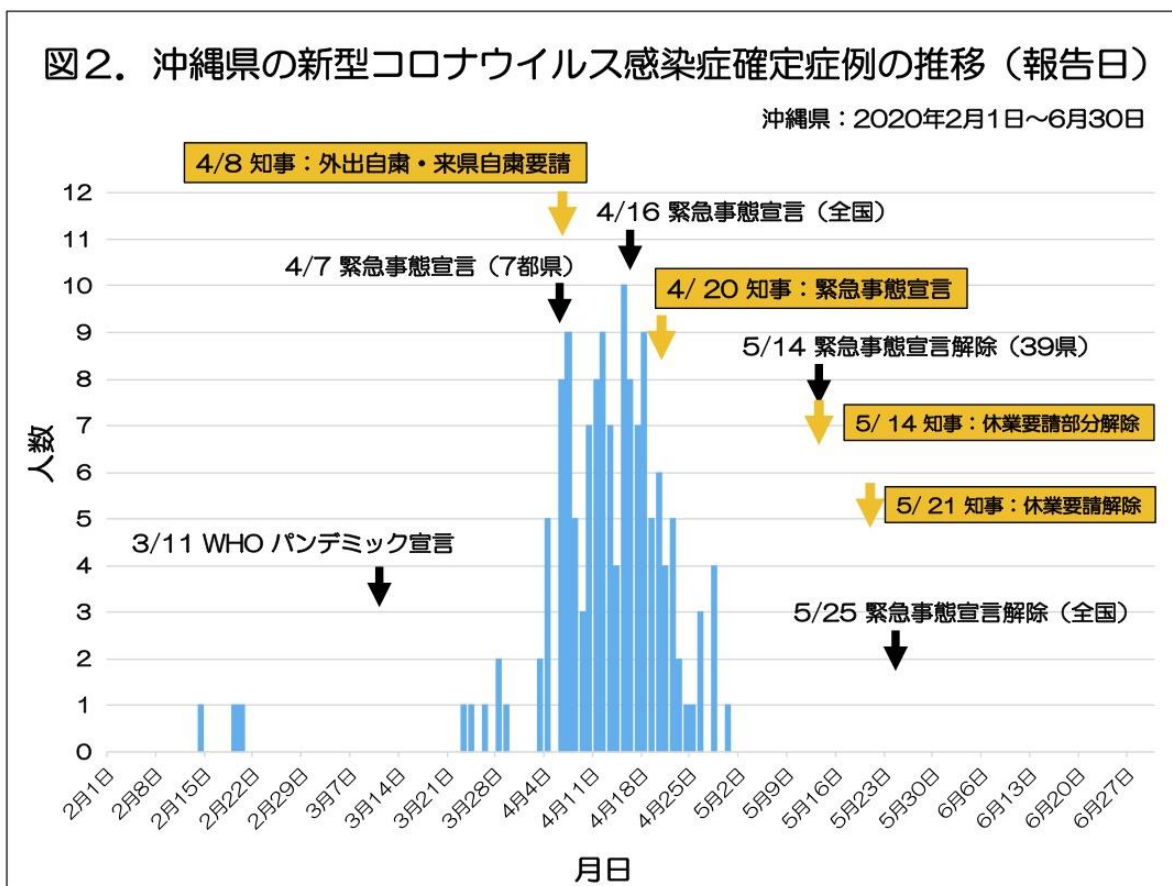
1. 那覇市

那覇市管轄では2020年3月24日に初の患者が報告され、6月30日までに計60名のPCR陽性者と3名の死亡者が報告されている。那覇市在住者では2020年2月19日に初の患者が報告され、6月30日までに計63名のPCR陽性者と3名の死亡者が報告されている（図1. 那覇市保健所：2020年7月18日時点）。



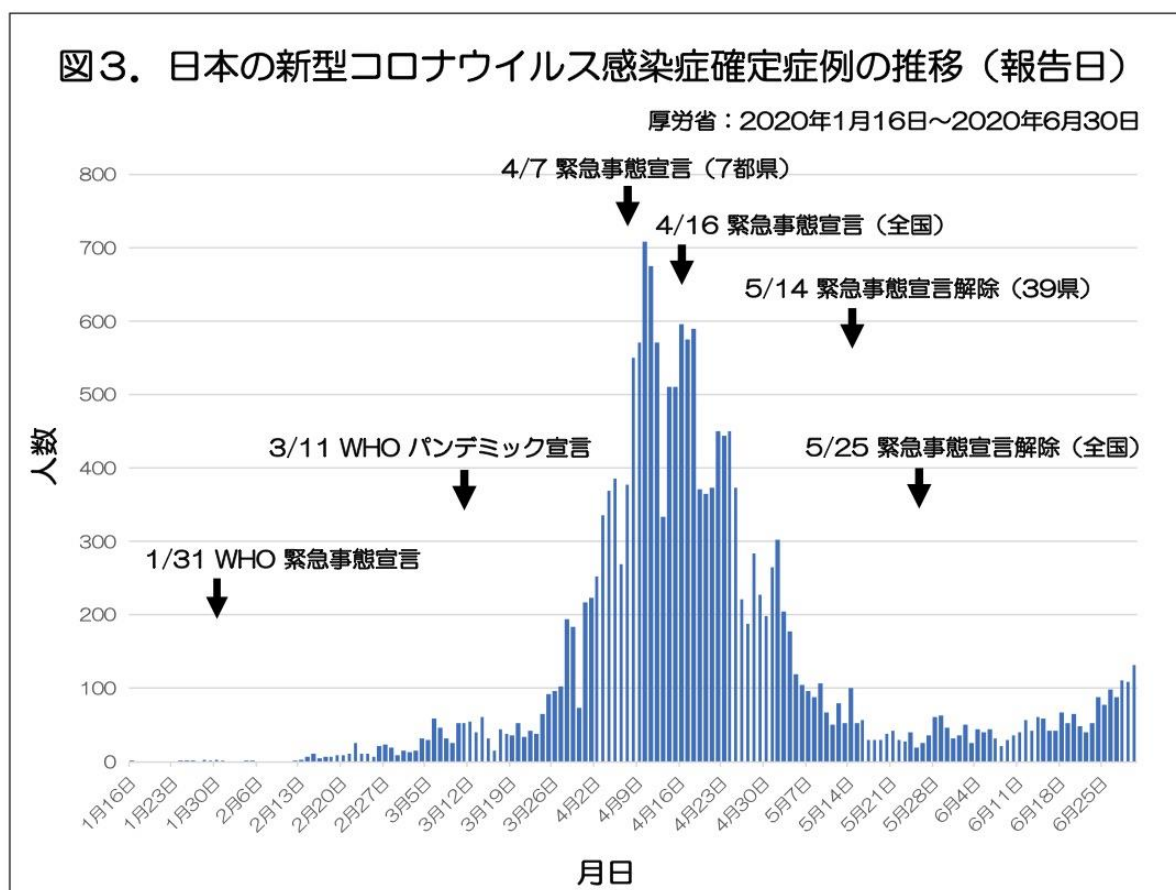
2. 沖縄県

沖縄県では2020年2月14日に県内初の患者が報告され、6月30日までに計142名のPCR陽性者と7名の死亡者が報告されている（図2. 沖縄県：2020年7月18日時点）。また、退院後に再び陽性となった症例が4名あった。いずれも再感染ではなく、再燃あるいは遷延と推定されている。なお、この数字には、成田空港の検疫で確認され県内で入院した1名と、期間中に米軍基地関係で確認された3名は含まれていない。



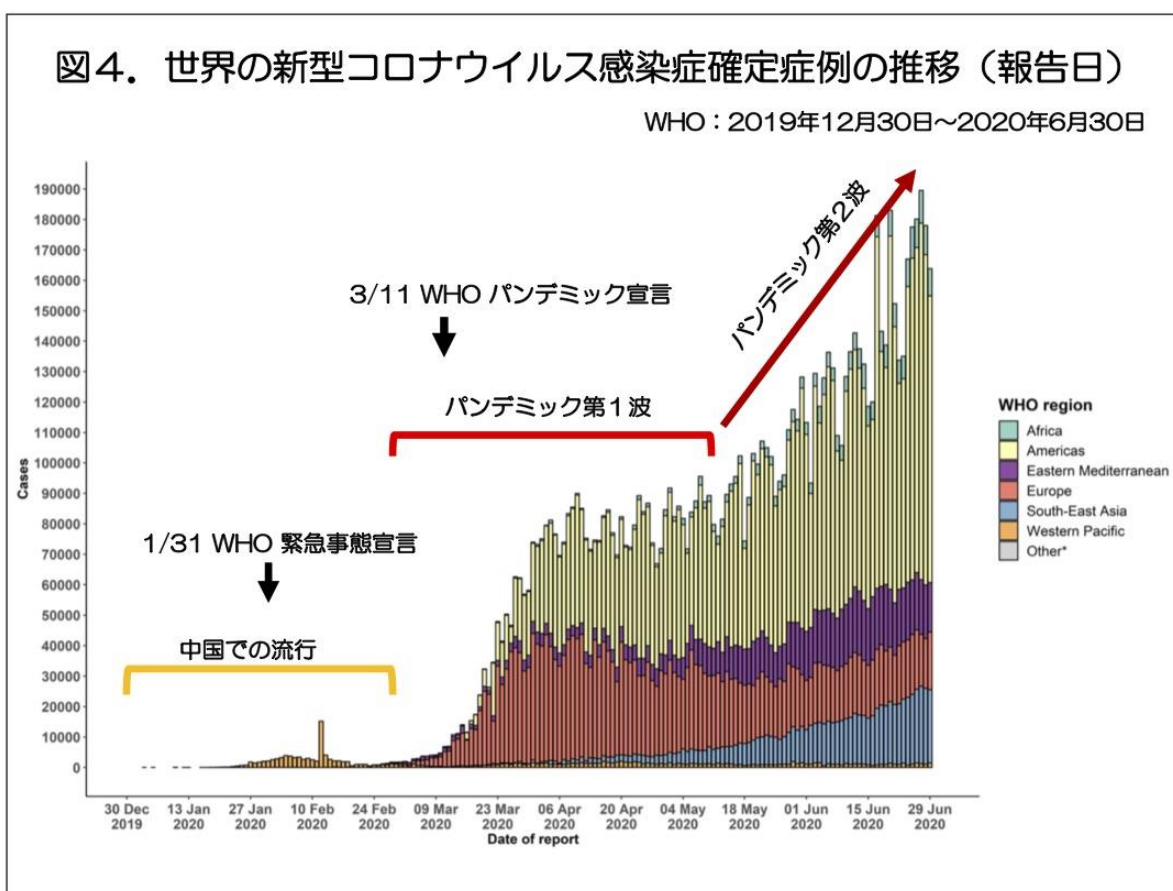
3. 全国

全国では2020年1月16日に国内初の患者が報告され、6月30日までに計18,721名のPCR陽性者と973名の死亡者が報告されている（厚労省オープンデータ：2020年7月18日時点）。これには流行初期のチャーター便帰国者と空港検疫事例は含まれていると思われる（厚労省のサイトに説明書きが見当たらない）。それ以外にダイヤモンド・プリンセス号で712名（無症状病原体保有者331名含む）が報告されている。長崎市のコスタ・アトランチカ号の149名は前記厚労省のオープンデータに含まれているのかどうか未確認。



4. 世界

WHO（2020年6月30日 Situation Report）によると、2019年12月30日から2020年6月30日までに10,185,374名の感染者と503,862名の死亡者が報告されている。2020年1～2月の中国での流行から3月前後の世界的流行（パンデミック）第1波を経て、5月中旬以降のパンデミック第2波が拡大中である（図4）。



Ⅲ 那覇市の対策と対応（Plan & Do）

1. 準備期

地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的方針」には、保健所の健康危機管理機能の強化が謳われている。具体的には、地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化であり、いの一番目に、平時からの地域関係機関と連携した危機管理体制の整備が挙げられている。

那覇市の健康危機管理体制や、具体的な対応実績等は「2018年（平成30年）那覇市麻疹対応経過報告書：平成30年7月」と「2019年（令和元年）那覇市内発生が疑われたデング出血熱対応経過報告書：2020年6月」を参照いただきたい。

国は、2020年1月28日に新型コロナウイルス感染症を指定感染症に定め、3月13日には新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に規定する新型インフルエンザ等とみなすこととした。国は、特措法に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を2013年6月7日に策定していた。

那覇市は、特措法に基づき、2014年8月に「那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画」（市行動計画）（参考資料1）を、2015年には「那覇市新型インフルエンザ等対策個別計画」（市個別計画）を策定した。市行動計画に基づき、疑似症患者移送訓練を計4回（2015～18年）（参考資料2：2017年度訓練実施報告書）、対策本部設置訓練を計2回（2015年と17年）実施していた。さらに2016年には「新型インフルエンザ等発生時の那覇市保健所業務継続計画」（保健所BCP）を、2017年には「那覇市新型インフルエンザ等対策のためのBCP（業務継続計画）」（市BCP）（参考資料3）を策定した。

2. 流行経過と対応概略（経過表）

年月日	国	沖縄県	那覇市
2019年 12月	中国武漢市において新型コロナウイルス感染症確認		
2020年 1月6日	厚労省注意喚起：中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について		結核・感染症 G で中国武漢市の非定型肺炎情報を共有開始
1月7日			所内健康危機管理対策委員の間で情報共有開始
1月16日	国内感染者（輸入症例）第1例目確認		国内発生早期と判断。庁内健康危機管理対策委員の間で情報共有開始
1月17日	積極的疫学調査実施要領暫定版（濃厚接触者の定義）		
1月22日	2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の 検体採取・輸送マニュアル		

1月23日			那覇市保健所健康危機管理対策委員会の臨時会議 那覇市内の4協力医療機関に協力依頼 那覇市保健所ホームページに特設サイト開設
1月29日	国内発生と判断された感染者が報告された	沖縄県健康危機管理対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策緊急専門家会議	那覇市健康部緊急課長会議開催 健康危機レベルを2に引き上げ 那覇市新型コロナウイルス感染症警戒本部設置、全庁体制となる HIV・性感染症検査の受付一時休止、相談体制の強化（2課体制）、市民向けQ&Aの保健所ホームページ掲載、乳幼児健診等の際の感染防止対策等を決定
1月30日	WHO 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態宣言		
2月1日	感染症法に基づき指定感染症に指定	ダイヤモンドプリンセス号寄港	
2月3日	退院基準公表		
2月4日		帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来開設	
2月12日		新型コロナウイルス感染症に係る県の医療体制の整備について（依頼）	
2月13日	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 一第1弾		帰国者・接触者相談センター正式開設（実質的な運用開始は1月30日）
2月14日	新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置 国内初の死亡者	県内感染者 1 例目確認（南部保健所管内）	健康危機レベルを4に引き上げ 県内発生早期 那覇市危機管理対策本部設置、第1回会議開催 現地（那覇市保健所）対策本部設置
2月18日	退院基準変更（無症状者は「12.5日の入院後→陽性確認 48 時間後」PCR）		
2月19日			那覇市在住感染者 1 例目（県内第2例目）確認
2月22日	国内感染者 100 人突破		
2月26日	全国的なスポーツ、文化イベント等の中止等を要請		那覇市新型コロナウイルス感染症医療対策連絡会議
2月27日	積極的疫学調査実施要領暫定版（クラスター検出の追加）		
3月3日			政府要請により市内小中学校臨時休校（3月16日再開）
3月4日	リアルタイムPCR 保険適応		
3月13日	新型インフルエンザ等対策特措法改正		
3月10日	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾— 国内感染者 500 人突破		
3月11日	国内死亡者 10 人目 WHO がパンデミック宣言		
3月18日	等温遺伝子増幅検査（LAMP 法）保険適応		
3月19日	新型コロナウイルス感染症診療の手引き（第1版）		
3月21日	国内感染者 1,000 人突破		
3月24日			那覇市管内感染者 1 例目（県内第4例目）確認
3月25日		第1回沖縄県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 以後6月末までに計8回開催	

3月27日	第1回沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 以後6月末までに計32回開催		
3月28日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針		
3月29日	国内死亡者50人目		
4月1日	乳幼児健診休止		
4月2日	退院基準の変更(症状軽快①48時間後→24時間後②12時間以降→24時間以降)		
4月3日	県内感染者10例目確認(中部保健所管内)		
4月5日	県内感染期と独自判断		
4月6日	歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について	県内感染者20例目確認(那覇市)	那覇市在住感染者10例目確認
4月7日	7都府県に緊急事態宣言	県内感染者30例目確認(那覇市) 県立学校の一斉臨時休業	
4月8日		県知事による来県自粛要請と県民への不要不急の外出自粛要請	現地対策本部の体制見直しと強化実施 市内小中学校臨時休業(5月21日再開)
4月9日	国内感染者5,000人突破	県内感染者40例目確認(那覇市)	
4月10日		新型コロナウイルス感染症に関する感染症指定医療機関及び協力医療機関との意見交換会	那覇市在住感染者20例目確認
4月11日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更(外出の自粛追加)	県内感染者50例目確認(豊見城市)	
		県内感染者60例目確認(那覇市)	
4月13日	国内死亡者100人目		特定健診課業務ほぼ全面的休止 特定健診課の職員ほぼ全員を保健所に 応援派遣
4月14日			那覇市在住感染者30例目確認
4月15日	乳幼児健康診査等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について	県内感染者80例目確認(那覇市)	
4月16日	全国に緊急事態宣言	県内感染者90例目確認(那覇市)	那覇市在住感染者40例目確認
4月17日	緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について(県、市社会教育施設担当課あて)	県内感染者100例目確認(沖縄市)	
4月18日	国内感染者10,000人突破	県内感染者110例目確認(浦添市)	
4月19日			那覇市在住感染者50例目確認
4月20日	患者数の増加等を踏まえた積極的疫学調査の優先順位付け等について	県内感染者120例目確認(那覇市)	
4月21日	濃厚接触者の定義を変更(接触距離2m→1m、接触時期発症日以降→発症2日前) 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に関するQ&Aについて	県知事による緊急事態宣言	
4月22日		県内感染者130例目確認(南部保健所管内)	
4月24日	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた各自治体が実施する歯科健康診査・歯科保健指導について		
4月26日			那覇市在住感染者60例目確認
4月28日		県内感染者140例目確認(那覇市)	
4月30日		県内感染者143例目確認(那覇市) なお第24例目は欠番のため、県内感染者の累計は142人	那覇市在住感染者63例目確認
5月2日	国内感染者15,000人突破		

5月4日	緊急事態宣言を延長（全国～5/31） 国内死亡者 500 人目		
5月8日	相談・受診の目安を見直し（重症化し やすい人発症後 2 日継続→直ちに）		
5月13日	コロナ抗原検出用キット健康保険適 用 コロナ抗原検出用キットの活用に関 するガイドライン		
5月14日	39 県で宣言解除	県知事：休業要請等を部分解除	
5月17日	新型コロナウイルス感染者等情報把 握・管理支援システム（HER-SYS *）試行開始		
5月18日	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 （COVID-19）診療の手引き・第2 版		
5月20日			乳幼児健診再開を決定（6 月 1 日から 順次）
5月21日	関西 3 府県で宣言解除		健康危機レベルを3に引き下げ
5月25日	緊急事態宣言を全面解除	県知事：休業要請等を解除	
5月28日			健康危機レベルを2に引き下げ
5月29日	積極的疫学調査実施要領変更（濃厚接 触者はすべて PCR 検査、無症状陽性 者からの濃厚接触者含む） 新型コロナウイルス感染症対策専門 家会議「新型コロナウイルス感染症対 策の状況分析・提言」 退院基準変更（発症日から 14 日後、 症状軽快後 72 時間経過で PCR 無し で退院） HER-SYS 全国運用		
6月1日	自粛要請を段階的に緩和（6/1～）		HIV・性感染症検査の一部再開
6月2日	「新型コロナウイルス感染を疑う患 者の検体採取・輸送マニュアル」の改 訂（唾液での PCR 可能） 新型コロナウイルス感染症に係る行 政検査の取扱いについて（一部改正） （行政検査委託契約、検査機関要件、 唾液検査、抗原検査） 新型コロナウイルス感染症が疑われ る者等の診療に関する留意点につい て（その2） 「新型コロナウイルス感染症に対す る感染管理」改定（国立感染症研究所）		
6月12日	退院基準の改正（症状が出てから 10 日間が経過すれば PCR 検査なしで退 院）		
6月16日	コロナ抗原検出用キットの活用に関 するガイド改定 発症後 2 日～9 日 の陰性は PCR 不必要		
6月17日	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 （COVID-19）診療の手引き・第2.1 版発行 抗原検査評価の変更		
6月19日	新型コロナ接触確認アプリ CoCoA 導入		
	今後を見据えた新型コロナウイルス 感染症の医療提供体制整備について		
6月25日	新型コロナウイルス抗原定量検査の 保険適用		
6月30日	国内感染者累計 18,721 人 国内死亡者累計 973 人	県内感染者累計 142 人 県内死亡者累計 7 人	市内在住感染者累計 63 人 市内在住死亡者累計 3 人

3. 那覇市の対応

対応根拠資料：厚生労働省や県の通知（参考資料4）、那覇市健康危機管理基本指針、市行動計画、市個別計画、保健所BCP、市BCPに沿って対応した。

(1) 県内未発生期（2020年1月6日～2月13日）

- ① 2019年の大みそかに中国武漢市で謎の肺炎が多発しているという情報をキャッチ。仕事初めの本年1月6日には保健総務課結核・感染症グループの中で、その時点で得られていた情報を共有開始した（参考資料5）。同日遅くに厚労省から注意喚起が通知されたことから、翌7日からは所内の健康危機管理対策委員の間で情報共有を開始した（所内健康危機メール、参考資料6：所内第1報）。さらに8日からは那覇市保健所 Facebook で情報発信を開始した（参考資料7：第1報）。
- ② 1月16日に国内初の新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたことを受け、「国内発生早期」と判断。翌16日から庁内健康危機管理対策委員で情報共有を開始した（庁内健康危機メール参考資料8：庁内第1報）。
- ③ 1月23日保健所健康危機管理対策委員会の臨時会議において、健康危機レベルを「1」とし、所内各課の役割分担（那覇市医師会及び4協力医療機関への連携確認、健康観察者向けパンフの作成、検体移送の準備、市民向けQ&Aの作成等）を確認した。
- ④ 同日、那覇市内の4協力医療機関に協力依頼を通知した。また、那覇市保健所のホームページに特設サイトを設置した。
- ⑤ 1月29日に輸入感染ではなく、国内発生と国が判断した感染例が確認された。保健所長が沖縄県健康危機管理対策本部会議に出席後、那覇市健康部課長会議を開催し、健康危機レベルの「2」への引上げ（庁内健康危機メール参考資料8：庁内第12報）、HIV・性感染症検査の受付一時休止、問い合わせ・相談体制の強化（2課体制）、市民向けQ&Aの保健所ホームページ掲載、乳幼児健診等の際の感染防止対策等を決定した。
- ⑥ 同日、副市長の指示により那覇市新型コロナウイルス感染症警戒本部を立ち上げ、各部局に対して市民、関係団体等への情報提供（市民向けQ&A等）を指示した。31日には、来庁者向けポスターの掲示及び関係機関、団体等への協力依頼を指示した。
- ⑦ 2月13日、帰国者・接触者相談センターを設置（実質的な運用開始は1月30日）。地域保健課が相談窓口となり、受診調整及び専門的な相談については結核・感染症グループが対応した。

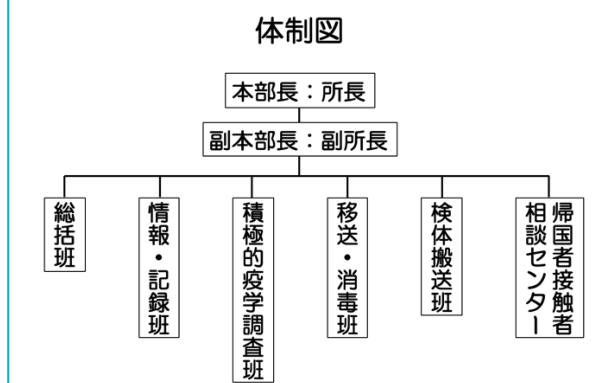
(2) 県内発生早期（2月14日～4月4日）

- ① 2月14日に県内初の新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたことから、健康危機レベルを「4」に引き上げ（庁内健康危機メール参考資料8：庁内第24報）、那覇市健康危機管理基本指針第3-5-(2)に基づき、保健所長が市長に対して那覇市危機管理対策本部の設置を要請した。同日に同本部が設置され、第1回那覇市危機管理対策本部会議が開催された。
- ② 同日、那覇市ホームページのトップ最上段に注意喚起を常置するとともに、保健所ホームページの特設サイトのリンクを表示した。
- ③ 特定健診課が本庁舎において継続実施していた「まちかど健診」を2月最終週から休止した。
- ④ 2月27日、那覇市新型コロナウイルス感染症医療対策連絡会議を開催し、那覇市医師会と市内の全ての病院との連携を確認し、協力を依頼した。
- ⑤ 3月10日、政府による要請を受けて実施した臨時休校（3月3日～13日）の終期到来に伴う3月16日からの市立小中学校の再開について教育委員会からの相談に応じ、保健所長が再開の可能性及び感染者等が出た際の留意点について見解を示した。
- ⑥ 3月24日に那覇市保健所管轄の医療機関で初の患者が確認された。
- ⑦ 3月27日に政府対策本部が設置され、国レベルでは「国内感染期」に入ったが、県内では移入感染が散発的に見られる程度であった。

(3) 県内感染期（4月5日～5月14日）

- ① 4月5日、ほぼ連日、県内患者との接触による新規の感染症患者在複数名確認されるようになったことから、「県内感染期」に入ったものと判断した。
- ② 4月8日、健康部課長会議にて保健所の現地対策本部の体制見直しを行い、本部長＝所長、副本部長＝副所長のもと、総括班、情報・記録班、積極的疫学調査班、移送・消毒班、検体搬送班、帰国者・接触者相談センターの6班体制とした。電話回線を増設し、デスク、パソコンを設置して、2階会議室を帰国者・接触者相談センター、3階健康増進室を情報・記録班とした。

図5. 那覇市新型コロナウイルス感染症
現地（那覇市保健所）対策本部



- ③ BCP に沿い、保健所運営協議会（保健総務課）、生活習慣病予防検診（健康増進課）、乳幼児健康診査（地域保健課）、食品衛生講習会（生活衛生課）等のイベントを中止又は延期し、これによる余剰人員を上記6班体制に組み込んだ。
- ④ 4月13日、特定健診課の業務（集団検診・受診勧奨・特定保健指導等）をほぼ全部休止し、本庁舎には電話や来庁者対応のための4人（2人体制の隔日勤務）を残して他の職員はすべて情報・記録班及び帰国者・接触者相談センターへ配置した。
- ⑤ 4月16日、結核・感染症グループにデスク、パソコンを増設し、特定健診課及び人事課からの応援要員を配置した。
- ⑥ 4月7日に政府より発令された緊急事態宣言が4月16日に全国に拡大され、これに伴って市対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行した。
- ⑦ 4月18日、那覇市医師会への委託により、土日に帰国者・接触者相談センターへの応援要員（1日当たり2人）の派遣を開始した。
- ⑧ 5月11日、保健総務課内に医療体制支援室を設け、女性センター副参事及び企画調整課主査を配置。医療従事者への宿泊施設提供等支援事業の応援を開始した。
- ⑨ 5月13日、那覇市医師会への委託により、PCR検体採取センターを稼働させた。

(4) 県内小康期（5月15日～6月30日）

- ① 緊急事態宣言が5月14日に本県を含む39県について解除され、県内では5月1日以降2週間にわたって新規の感染者が確認されていないことから、「小康期」に入ったものと判断した。
- ② 5月20日、4～5月中止していた乳幼児健診について協議し、前期健診を個別委託健診として6月1日にスタートし、後期健診を集団検診として6月14日に再開すること等を決定した。親子手帳の窓口交付は、郵送による交付をなお継続する。
- ③ 5月1日から3週間、新規感染者がないこと、沖縄県の休業要請が解除されたこと等から、5月21日に健康危機レベルを「3」に引き下げた（庁内健康危機メール参考資料8：庁内第116報）。
- ④ 5月1日から4週間（新型コロナウイルスの最長潜伏期間とされている2週間の2倍）、新規感染者がないことから、5月28日に健康危機レベルを「2」に引き下げた（庁内健康危機メール参考資料8：庁内第119報）。
- ⑤ 健康危機レベルの引き下げに伴い、応援要員を順次引き上げた。
- ⑥ 受付を一時休止していたHIV・性感染症検査を6月1日から一部再開した。

(5) 各種実績（1月6日～6月30日）

- ① 情報・記録班（情報発信）

所内健康危機メール：133 報
 庁内健康危機メール：124 報
 那覇市保健所 Facebook：72 報

② 積極的疫学調査班

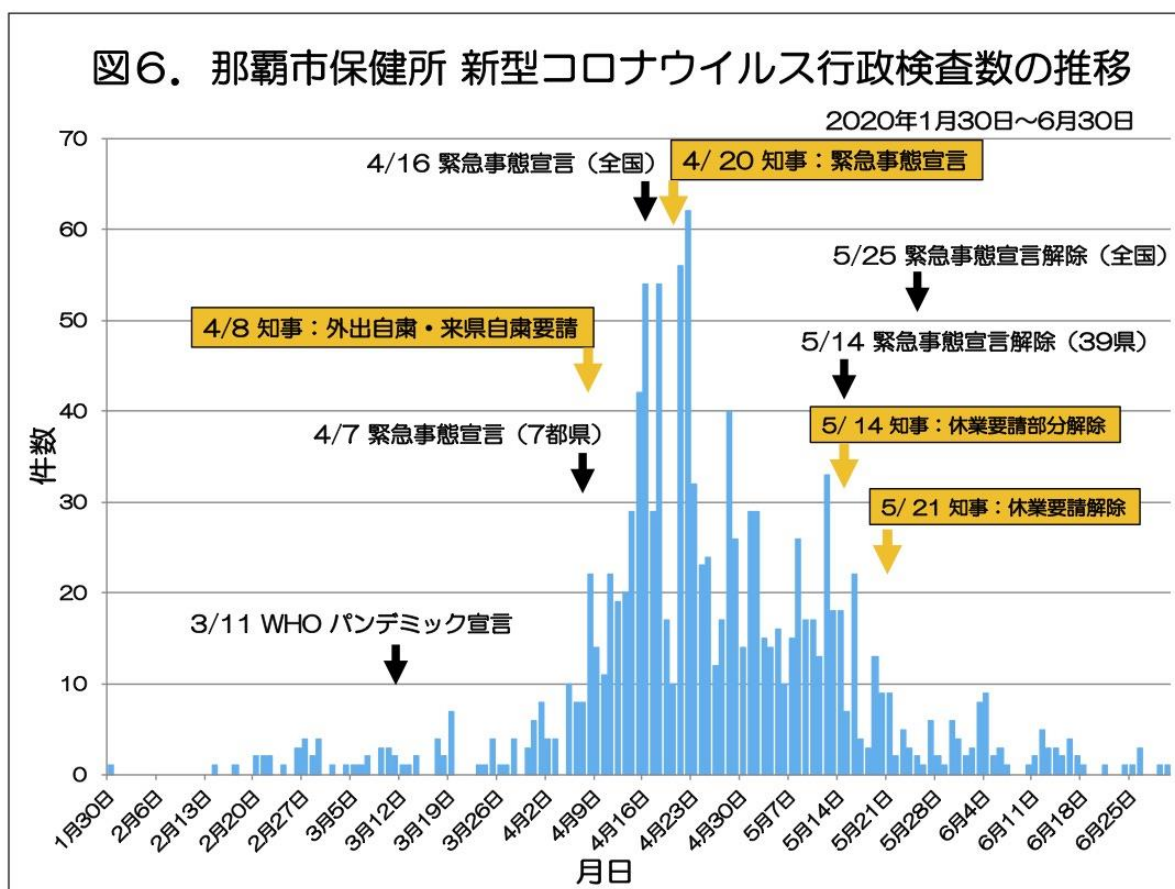
管轄患者対応：60 件（延べ対応回数 931 回）
 他保健所より調査協力依頼：19 件（延べ対応回数 124 回）
 健康観察：561 件
 検疫所からの健康観察依頼数：80 件

③ 移送・消毒班

移送回数：9 件
 消毒回数：22 回、消毒従事人数：延 90 人、所要時間：90 分/回、計 8,100 分（135 時間）

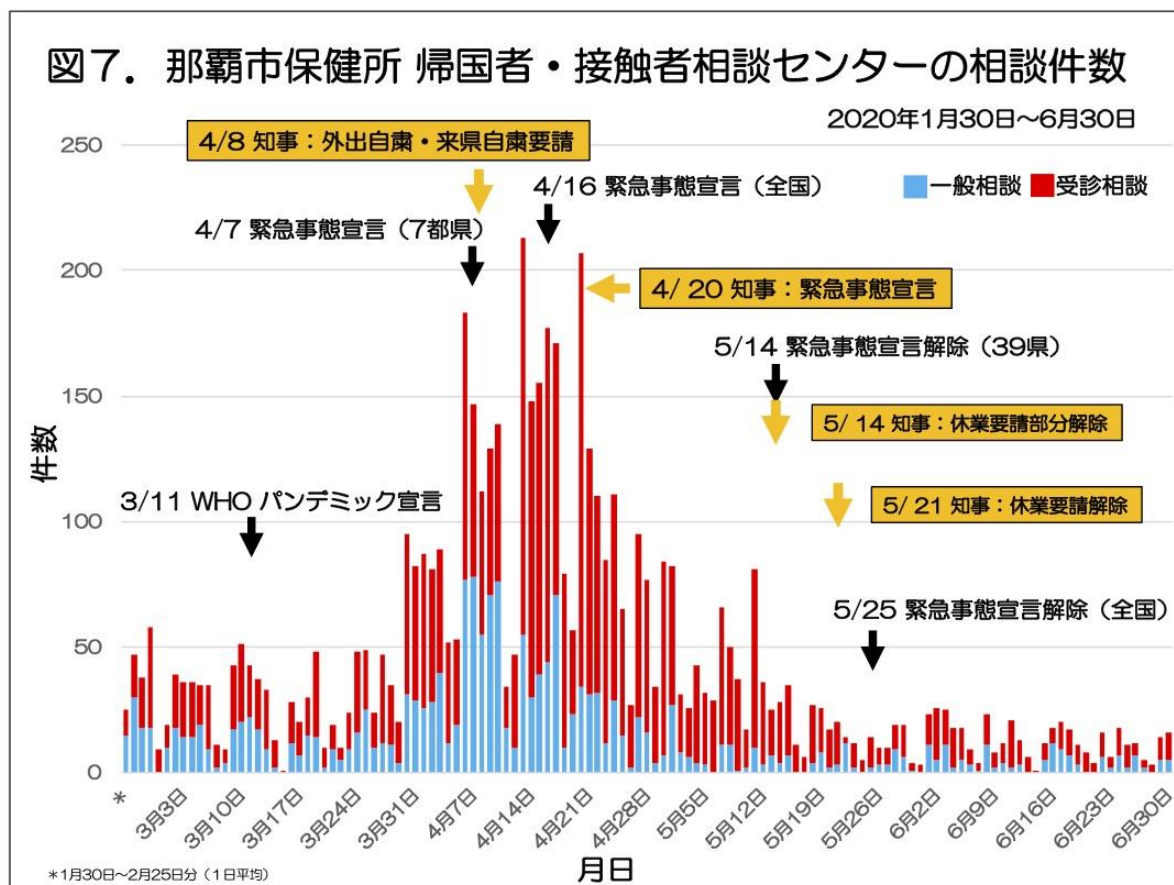
④ 検体搬送班

検体搬送回数：115 回
 検体総数：1,194 人分（一人で複数検体あり）



⑤ 帰国者・接触者相談センター

相談数：6,268 件（一般相談：2,130 件、受診相談：4,138 件(内受診調整 410 件)）



Ⅳ 課題と今後の対策（Check & Act）

市行動計画の「Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」にある実行項目である「市行動計画の主要6項目」について、その課題と今後の対策を検討した。検討に際しては同項目に関する現場対応者へのアンケート調査（自由記載：参考資料9）を参考にした。

1. 実施体制

- ① マンパワーの確保、とりわけ帰国者・接触者相談センターへの全庁体制での保健師等の専門職の応援体制の確立が大きかった。反面、感染者が増加し、業務が増大した時期に対して、応援体制の整うのが追いつかず、超過勤務が発生した。第2波に向けては、患者の発生状況を把握し、繁忙期を見極めることが大きな課題となる。
- ② 特に保健師は、現場において最大のマンパワーである。第2波のみならず、今後の感染症対策としても、平常時から全庁的な支援体制を構築しておくことが重要である。また、危機に際して急遽招集されても即戦力となるのは難しいので、全庁的にすべての保健師を対象に研修を実施しておくことが望ましい。
- ③ 保健師を含めすべての職について、第2波、第3波の到来に備え、応援要員としていずれの部署から誰を派遣するかを予め選定しておき、保健所から応援要請があり次第、市対策本部において応援要員の派遣を迅速に決定し、実施できる体制を整えておくことが望ましい。

2. サーベイランス・情報収集

- ① 新型コロナウイルス感染症については、2019年末から中国武漢での原因不明肺炎としてのマスコミからの情報があつたが、2020年1月6日に厚生労働省から「中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について」事務連絡を受けている。その後も、厚生労働省、国立感染症研究所、沖縄県地域保健課等からの確に情報が得られた。
- ② 県内での発生状況については、関連の深い南部保健所からの情報は比較的早期に情報を得られたものの、県全体についての情報は沖縄県から正式に情報が得られるよりも、むしろマスコミやネット配信からの情報が先行していた。今後、県からの情報の発信の仕方について改善を求めたい。

3. 情報提供・共有

- ① 保健所から全庁に向けての情報提供は、1月16日の第1報に始まり、6月22日の第123報まで継続して実施され、必要な情報が全庁的に共有されたと思われる。他方、感染症への市の対応を規定している「那覇市健康危機管理基本方針」「那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画」「那覇市新型インフルエンザ等対策の

ためのBCP（業務継続計画）」については、認識の共有が不十分であった。したがって、保健所からの情報で、それぞれの時期がいずれの発生段階で、どのような健康危機レベルであるかを知らされても、各部局が自律的に市行動計画等に沿った対応がどれだけ取れたかは疑問である。各部局での情報の受け手である庁内健康危機管理対策委員の意識向上、意思の疎通等を図るため、定期的な委員会開催が必要と思われる。

- ② 帰国者・接触者相談センターの現場においては、日々刻々と変わる情報や国からの通知等日々の業務を行いながら最新情報を把握するのは困難であった。マスコミからの情報が早く、これに反応した市民からの問い合わせ、相談対応には、大変苦慮している。更に、保健医療分野にとどまらず、教育、経済、観光等様々な業種からの問い合わせに追い付かない状況であった。特にピーク時には相談が殺到し、電話が繋がり難いことへの苦情対応を強いられ、それがますます電話が繋がり難くなるという悪循環を招いた。
- ③ 毎日更新されていく情報（検査数、患者数、入院者数、感染ルート、クラスター等）については、保健所内でのリアルタイムでの情報の共有が必要と思われる。
- ④ 市ホームページでの市民への情報提供については当初不評であったが、総務部秘書広報課による大幅な改善が図られ、大変分かりやすい構成になった。「市民の友」特別号による広報も、効果的であった。

4. 予防・まん延防止

- ① 県内未発生期の乳幼児健診等については、事前に保健所長等と協議を行い、受診者数の調整、検温、アルコール消毒、会場設営等に配慮したうえで実施した。
- ② 県内感染期以降の乳幼児健診については、実施に法的義務のある事業ながら、継続・中止の判断が市町村に委ねられており、明確な判断基準がないため苦慮した。第2波に備えて、独自の判断基準を設ける必要がある。
- ③ 職員の勤務について、保健総務課と生活衛生課を除く健康部全体で他部局と同様、隔日勤務による2班体制を実施したが、繁忙期を迎えた国民健康保険課では来庁者の増加に対応が厳しく、多数の超過勤務が発生したため、隔日勤務ではなく、執務室分離による2班体制に改めた。
- ④ マスクやアルコール消毒剤は、普段からもっと余裕をもって備蓄しておく必要がある。
- ⑤ 帰国者・接触者相談センターにおいて検査が必要と判断され、受診調整を行った市民が、自家用車等により自力で医療機関に到達できない場合の方策がない。まん延防止の観点からは公共交通機関の利用を勧めることはできないし、軽症者までを保健所が移送したり、救急に頼ったりすることもできない。今後の課題である。

5. 医療

- ① 発熱等の症状がある患者の受け入れを拒否する等、一部のクリニックにおいて診療拒否の事例があった。発熱外来を行っている4協力医療機関に負担が集中しないよう、那覇市医師会加盟の医療機関において発熱外来を設けるよう協力を求めたい。
- ② 行政検査としてのPCR検査について基準が緩和されたとはいえ、市民の理解が得られにくく、苦情が多かった。また、かかりつけ医からの検査依頼を受けて、協力医療機関に検体採取を依頼するなど、かかりつけ医と協力医療機関との仲介に苦慮することがあった。行政検査の更なる基準の整理と協力体制の強化が望まれる。
- ③ 行政検査の基準によらず、発熱外来の医師の判断による保険適用のPCR検査を実施するため、那覇市医師会への委託によるPCR検体採取センターを設置したが、初めてのことで乗り越えるべきハードルが多く、実現に多くの時間と労力を要した。結局、5月13日から29日までの期間で42件の実績に留まっている。この経験を生かし、第2波に向けては時宜を逃さず再開できるよう、医師会等と早めの調整を行う必要がある。
- ④ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた4協力医療機関において医業収益が著しく悪化し、病院経営に多大な悪影響を及ぼしている。国の補助の在り方が不十分なためであり、国にその改善を強く求めるとともに、市として可能な支援をできる限り尽くす必要がある。併せて、医療資材の供給についても引き続き支援が必要である。
- ⑤ 医療従事者に対する支援として、那覇市医師会及び那覇市観光ホテル旅館事業協同組合等の協力を得て、宿泊施設を提供する事業を実施できたことは大きな成果であり、4協力医療機関からも高い評価を得ている。なお、本事業は今後県内全域に拡大するものとして、本市から沖縄県に引き継がれることとなっている。

6. 市民生活・市民経済の安定の確保

- ① 母子家庭や高齢者世帯、障がい者世帯等の要支援者への感染予防の周知方法については、なお一層の工夫が必要である。
- ② 母子保健相談指導事業において、急遽消耗品費の用途変更により食品、ミルク等を提供したが、ハイリスク妊産婦や乳幼児等へのこうした緊急物資は、保健所として予め備蓄しておくことが望ましい。
- ③ ひとり親世帯の親（保護者）が陽性となった場合の子、要介護世帯の介護者が陽性となった場合の要介護者（高齢者、障がい者等）は、濃厚接触者である場合が

ほとんどであり、親族等に面倒を引き受ける者がいない場合が大きな問題となる。幸い、ひとり親世帯については県の児童相談所が引き受けることとなったが、要介護世帯については未解決のままである。

- ④ 新型コロナウイルス感染症に起因する精神的な抑うつ等、メンタルヘルスに関する相談先の周知を充実させる必要がある。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の治療に携わる医療機関職員の子どもについて、一部の保育施設が預かりを拒否する等、風評被害が発生した。医療崩壊を招く一因ともなりかねないため、何としてもこれを防ぐ必要がある。
- ⑥ 感染症患者に関する情報の公表内容について、県との調整が必要である。患者や関係者の意向を最大限尊重しなければ、信頼関係を構築することができない。

7. その他

- ① 那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画では市対策本部の設置を「政府対策本部が設置された場合」としているが、「緊急事態宣言がされたとき」が正しい。その他も含め、見直しが必要である。
- ② 那覇市新型インフルエンザ等対策本部条例に市対策本部の規定があるため、これと現実に設置されている危機管理対策本部との整合を図る必要がある。
- ③ 行動計画について：現在の行動計画は保健医療行動計画と考えられる。目的がふたつ設定されており、1番目の目的の最終アウトカムは「重症者数や死亡者数を減らす」と、医学的なものになっている。2番目の目的は「生活と経済への影響を最小限にする」となっているが、小項目では保健医療体制維持が中心で、社会経済的最終アウトカムの記載は見当たらない。社会経済行動計画が別途必要と考える。その計画の最終アウトカムは「社会経済的重症者（重度困窮者）数や社会経済的死亡者（自殺者等）数を減らす」となるべき。休業要請、渡航制限要請、ロックダウン等の社会経済的影響をシミュレーションし、どのような社会的介入が最も医学的死亡と社会経済的死亡を減らすのか、社会経済行動計画に盛り込むべきである。これは自治体レベルではなく国が策定するべきである。

参考資料

1	那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画（表紙と目次）・・・	26
2	平成29年度新型インフルエンザ疑似症患者発生時対応訓練実施報告書 （表紙～目次）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
3	那覇市新型インフルエンザ等対策のためのBCP（業務継続計画） （表紙と目次）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
4	新型コロナウイルス対応根拠資料・・・・・・・・	33
5	那覇市保健所結核・感染症G健康危機管理メール（第1報）・・	35
6	那覇市保健所所内健康危機管理メール（第1報）・・・・・・・・	38
7	那覇市保健所Facebook（第1報）・・・・・・・・	39
8	那覇市保健所庁内健康危機管理メール （第1、12、24、116、119報）・・・・・・・・	40
9	第一次振り返り調査・・・・・・・・	44

1. 那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画（表紙と目次）

那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年8月



那 覇 市



目 次

I はじめに

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・・・・・・・・・・2
- 2 取組の経緯・・・・・・・・・・2
- 3 那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定・・・・・・・・3

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な方針・・・・・・・・5
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方・・・・・・・・・・6
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点・・・・・・・・・・8
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等・・・・・・・・・・9
- 5 対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・12
- 6 市行動計画の主要6項目・・・・・・・・・・15
- 7 発生段階・・・・・・・・・・25

III 各段階における対策

- 1 未発生期・・・・・・・・・・27
- 2 海外発生期・・・・・・・・・・34
- 3 県内未発生期・・・・・・・・・・40
- 4 県内発生早期・・・・・・・・・・45
- 5 県内感染期・・・・・・・・・・52
- 6 小康期・・・・・・・・・・60

【参考】

- 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策・・・・・・・・64
- 用語解説・・・・・・・・・・67

2. 平成29年度新型インフルエンザ疑似症患者発生時対応訓練実施報告書（表紙～目次）

関係者限り（病院名非公表）	
平成 29 年度 那覇市 新型インフルエンザ疑似症患者 発生時対応訓練 実施報告書	
	
那覇市保健所 平成 30 年 1 月	

はじめに

新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする事を目的として、国は平成 24 年に新型インフルエンザ等対策特別措置法を施行しました。この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めています。その第 12 条において 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならないとあります。那覇市では那覇市保健所を中心に、平成 26 年 8 月に那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。その中で未発生期の備えのひとつとして訓練を掲げており、以降、平成 27 年度と平成 28 年度に、それぞれ実施して来ました。

さて本年度は 3 つの訓練を実施しました。まず 7 月 4 日に那覇市新型インフルエンザ対策本部設置訓練（机上訓練）です。次に 11 月 7 日に新型インフルエンザ政府対策本部会合運営訓練（机上・伝達訓練）を実施しました。最後に 12 月 26 日に医療機関と連携し、検疫で健康監視の対象となった想定患者の帰国者・接触者外来への受診勧奨から感染症指定医療機関までの移送を想定した新型インフルエンザ疑似症患者発生時対応訓練（実地訓練）を実施しました。最後の実地訓練では、目的を安全性と着実性におき、保健所と帰国者・接触者外来との連携や各ステップでの丁寧な対応、手順の確認徹底を重視し、目標としました。

現時点での新型インフルエンザ発生の可能性については不明ですが、鳥インフルエンザ A(H7N9) は、ヒトでの致死率が 39%(612 名/1,565 名：平成 29 年 11 月現在)と高く、現在最も警戒されています。

那覇市保健所は、地域における健康危機管理の拠点として、新型インフルエンザのみならず、新興感染症にも対応できる健康危機管理体制を、今後も整備・拡充していく所存です。

平成 30 年 1 月 那覇市保健所長 東 朝幸

目 次

I はじめに

II 訓練の準備

- 1 訓練のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 那覇市新型インフルエンザ等対策の経過・・・・・・・・ 2
- 3 実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

III 訓練の実際

- 1 シナリオ・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 当日の経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

IV 訓練後の課題と今後の対策

- 1 那覇市保健所における課題と対策・・・・・・・・ 22

V 総括等

- 1 所感 非公表・・・・・・・・ 27
- 2 総括 那覇市保健所 参事 仲宗根正・・・・・・・・ 28

- 【参考資料】・・・・・・・・ 31

3. 那覇市新型インフルエンザ等対策のためのBCP（業務継続計画）
（表紙と目次）

那覇市新型インフルエンザ等対策
のための BCP（業務継続計画）

平成 29 年 10 月

（第 2 版）

那覇市

目 次

1. はじめに	1
1.1 計画策定の目的	1
1.2 対象となる感染症	1
1.3 被害想定	1
1.4 新型インフルエンザ等と地震の違い	2
2. 新型インフルエンザ等対策実施体制	4
2.1 実施体制の整備	4
2.2 情報収集・共有体制	5
3. 施設の運営	8
3.1 施設の運営方針	8
3.2 各施設の運営	9
4. 感染対策	12
4.1 平時（未発生期）における感染対策	12
4.2 発生時における感染対策	12
5. 新型インフルエンザ等に備えた業務継続	17
5.1 業務継続方針と業務区分	17
5.2 新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務の選定結果	20
5.3 人的資源の確保及び人員計画	20
5.4 業務継続に向けた課題及び対策	24
6. 教育・訓練	26
6.1 BCP 訓練	26
6.2 教育・周知	26
7. 点検・是正	26

別紙 那覇市新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務

様式 1 職員等情報シート	
様式 2 関係先との協議シート	
様式 3 全庁通達	
様式 4 問合せ記録票	
様式 5 備蓄品リスト	
様式 6 出勤できない職員の状況確認票	
様式 7 来訪者記録票	
様式 8 業務区分検討シート	
様式 9 スキルマップ	
様式 10 交替勤務計画	

4. 新型コロナウイルス対応根拠資料

新型コロナウイルス対応根拠資料（那覇市保健所結核・感染症 G）

作成 R2.1.17 最終修正 R7.20 瑞慶山・速水

那覇市保健所における対応

★基本対応

1	【那覇市】那覇市新型コロナウイルス等対策行動計画（H26.8）	1
2	【那覇市】那覇市健康危機管理基本指針	2
3	【厚労省】感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出基準等一部改正（R2.2.4→5.13→6.25）	3
4	【沖縄県】沖縄県主催イベント等実施ガイドライン R2.5.20→R2.6.17	34
5	【沖縄県】第2波、第3波に備えた警戒レベル指標の策定について R2.7.2	37
6	【厚労省】避難所における新型コロナウイルス感染症への対応Q & A（第2版）R2.6.16→R2.7.6	38
7	【沖縄県】沖縄県コロナ専門家会議 R2.6.29	39
8	【厚労省】今後を見据えた保健所の即応体制の整備に関する（R2.7.3）	40

★積極的疫学調査

1	【感染研】積極的疫学調査実施要領（暫定版）（5.29版）	4
2	【日本赤十字看護大学】保健師のための積極的疫学調査ガイド4.21	5
3	【感染研】基本情報・臨床情報調査票（R2.3.6版）	6
4	【沖縄県】沖縄県感染症発生時の公表基準	7

★PCR検査

沖縄県		
1	【沖縄県】新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の検体について R2.6.8	29
2	【沖縄県】新型コロナウイルス感染症に係る県の医療体制の移行 R2.5.22	8
3	【沖縄県】沖縄県新型コロナウイルス核酸検出（PCR検査）の保険適用（その2）R2.5.7	9
4	【沖縄県】新型コロナウイルス感染症に対する県の行政検査対応について（依頼）R2.4.9	26
厚生労働省		
1	【厚労省】新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する（Q&A）2.7.15	41
2	【厚労省】新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針 R2.6.2	30
3	【厚労省】新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）R2.6.2→6.25	28
4	【厚労省】「地域外来・検査センター 運営マニュアル（第2版）」の送付 R2.5.13	19
5	【厚労省】「帰国者・接触者相談センター」における「帰国者・接触者外来」への受診調整 R2.2.27	27
6	【厚労省】医療機関における「新型コロナウイルスの検査を受けた方へ」の配布について R2.3.9	11
7	【厚労省】検体採取輸送マニュアル（感染研6.2→7.17版）	18

★抗原検査

1	【厚労省】SARSCoV2抗原検出用キット活用に関するガイドライン R2.5.13→6.16	32
2	【厚労省】新型コロナウイルス抗原定量検査の取扱いについて	36

那覇市役所（各課）における対応

1	那覇市新型コロナウイルス等対策行動計画（H26.8）	1
2	那覇市新型コロナウイルス等対策業務継続計画（H29年改正 全庁BCP）	16

保育所における対応

1	【厚労省】保育所等における新型コロナ対応Q&A（第6報）（R2.6.16）	42
---	---------------------------------------	----

学校における対応

1	【厚労省】学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル	31
2	【那覇市】那覇市立小中学校 感染症予防マニュアル R2.6.30版	38

高齢者施設における対応

1	【厚労省】高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について R2.6.30	43
---	---	----

医療機関における対応

★基本対応

1	【那覇市】那覇市新型コロナウイルス等対策個別計画（医療関係）H27.12（非公表）	17
---	---	----

★診療・入院（PCR検査は上記参照）

1	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）医療施設内発生対応チェックリスト	44
2	【感染研】新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（R2.3.5→3.19→4.7→5.1→6.2版）	20
3	【日本プライマリ・ケア連合学会】新型コロナ 診療所・病院の初期診療の手引き 第1版 R2.4.30	21
4	【厚労省】「COVID19に対する抗ウイルス薬による治療の考え方 第1版」の公表について R2.2.27	22
5	【環境感染学会】医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第3版）R2.5.7	23
6	【厚労省】新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き：第2.2版 R2.5.18→6.18→7.17	24

★退院・自宅療養

1	【厚労省】退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について（R2.7.17）	45
2	【厚労省】新型コロナウイルス感染症の退院及び就業制限取扱い（厚労省5.29→6.12→6.25版）	12
3	【厚労省】軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養対象並びに自治体対応に向けた準備（一部改正）R2.6.12→6.25	35
4	【厚労省】新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々へ R2.3.17	13
5	【沖縄県】宿泊療養施設からの退所手続きについて R2.4.30	14
6	【厚労省】新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第1版）R2.5.1	15

企業における対応

- 1 【日本産業衛生学会】職域のための感染症対策ガイド R2.6.3 25

事業所における対応

- 1 【沖縄県】沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインの作成について R2.5.11 33
2 【沖縄県】沖縄県主催イベント等実施ガイドライン R2.5.20→R2.6.17 34

医師会・救急告示・医療機関へ通知実施

- 1 【沖縄県】新型コロナウイルス関連肺炎に対する行政検査について（依頼） R2.1.17
2 【厚労省】新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について R2.1.20
3 【厚労省】新型コロナウイルス感染症（市民向け）Q&Aの作成について（情報提供） R2.1.29
4 【厚労省】退院及び就業制限の取扱いについて（「①届出の基準」「②退院・就業制限の基準」） R2.2.5
5 【厚労省】感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱い（一部改正） R2.2.7
6 【厚労省】新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼） R2.2.9
7 【厚労省】感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における流行地域 R2.2.12
8 【沖縄県】新型コロナウイルス感染症疑への対応について（依頼） R2.2.13
9 【厚労省】新型コロナウイルス感染症患者の発生について（情報提供） R2.2.14
10 【厚労省】新型コロナウイルス感染症に関する調査協力のお願ひ（依頼） R2.2.17
11 【厚労省】新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について R2.2.17
12 【沖縄県】新型コロナウイルス感染症に対する県の行政検査対応について（依頼） R2.2.21
13 【厚労省】感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における流行地域 R2.2.26
14 【厚労省】「COVID-19に対する抗ウイルス薬による治療の考え方 第1版」の公表 R2.2.27
15 【厚労省】「帰国者・接触者相談センター」における「帰国者・接触者外来」への受診調整 R2.2.27
16 【厚労省】感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における流行地域 R2.3.6
17 【厚労省】医療機関における「新型コロナウイルスの検査を受けた方へ」の配布について R2.3.9
18 【厚労省】感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における流行地域 R2.3.10
19 【厚労省】新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々へ R2.3.17
20 【厚労省】新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」の周知 R2.3.18
21 【厚労省】感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における流行地域 R2.3.18
22 【厚労省】感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における流行地域 R2.3.26
23 【厚労省】感染症法の一部を改正する政令等について（施行通知） R2.3.26
24 【厚労省】新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の状況把握（協力依頼） R2.3.26
25 【厚労省】感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における流行地域 R2.4.2
26 【那覇市】（依頼）新型コロナウイルス感染症行政検査用検体の那覇市保健所への輸送について R2.4.3
27 【厚労省】小児の新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制に関する補足資料の改訂 R2.5.12
28 【厚労省】新型コロナ感染症の患者数増加に備えた人工呼吸器整備医療機関調査の実施方法（依頼） R2.5.12
29 【厚労省】地域外来・検査センターの運営に係る医療法上の臨時的な取扱いについて R2.5.13
30 【厚労省】「事務連絡」新型コロナ抗原検出用キットの活用に関するガイドラインについて（周知） R2.5.13
31 【厚労省】「事務連絡」N95マスクの例外的取扱いについて（一部追記） R2.5.12
32 【厚労省】感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正） R2.5.13
33 【厚労省】「事務連絡」「地域外来・検査センター運営マニュアル（第2版）」の送付について R2.5.13
34 【厚労省】地域外来・検査センター都道府県医師会・郡市区医師会等運営委託等（その2） R2.5.13
35 【厚労省】新型コロナウイルス抗原検出用キットの供給に関する調整等について等 R2.5.14
36 【厚労省】新型コロナ感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その2） R2.5.15
37 【厚労省】感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における流行地域 R2.5.15
38 【厚労省】新型コロナ感染症の患者数増加に備えた人工呼吸器整備に関する医療機関調査の実施方法 R2.5.15
39 【厚労省】「新型コロナ感染症レムデシビル製剤の各医療機関への配分（依頼）」質疑応答集（Q&A） R2.5.22
40 【厚労省】医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）の取扱いについて R2.5.29
41 【厚労省】感染症法における新型コロナ感染症患者退院及び就業制限の取扱い（一部改正）等 R2.5.29
42 【厚労省】「SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン」の改定について（周知） R2.6.16
43 【厚労省】「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第2.1版」の周知について R2.6.18
44 【厚労省】レジ袋有料化（プラスチック製買物袋有料化）について R2.6.30
45 【厚労省】感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における流行地域 R2.6.29

★（上記に加え）協力医療機関へ個別通知実施

- 1 【那覇市】新型コロナウイルス感染症疑い患者の対応について（依頼） R2.1.23 （協力医療機関宛て）
2 【那覇市】帰国者・接触者外来の設置等について（依頼） R2.2.3 （協力医療機関宛て）
3 【那覇市】（依頼）新型コロナウイルス感染症行政検査用検体の那覇市保健所への輸送について R2.4.3
4 【厚労省】新型コロナウイルス感染症を疑う患者等に関する救急医療の実施について R2.5.13
5 【那覇市】新型コロナ行政検査用検体の那覇市保健所職員による回収の再開について（通知） 5.22
6 【那覇市】HER-SYSを活用した感染症発生動向調査へのご協力について（依頼） R2.6.4
7 【那覇市】新型コロナウイルス感染症に係る医療体制について（依頼） R2.6.5

5. 那覇市保健所結核・感染症G健康危機管理メール（第1報）

送信日時: 2020年1月6日月曜日 16:35
件名: [共有] 中国武漢での原因不明肺炎

昨年末から話題になっている、
中国武漢での原因不明肺炎の情報です。
メディア情報よりは少し詳しいです。

年明けには原因ウイルスが特定されると見込んでいたのですが、
現時点まで特定されていないようです。
ひょっとしたら新しいウイルスかもしれません。

ヒトーヒト感染なし。
医療従事者への感染拡大なし。
致死的ではない。

以上から、現時点ではそれほど心配いりませんが、
SARS でのまずい対応の経験から、
中国や周辺国では慎重に対応しているようです。

-----Original Message-----

差出人: S0000786@section.metro.tokyo.jp
宛先: kansenml@sr1.chieiken.gr.jp
CC:
件名: [Kansenml 11206]ProMED メール(2020/01/05)
日時: 2020年01月06日(月) 16:19(+0900)
ProMED メール(2020/01/05)感染症に関連した情報を配信します。

5. 不明肺炎 中国（河北省）（03）情報更新 SARS MERS 鑑別 WHO 情報提供依頼
Undiagnosed pneumonia - China (HU) (03): updates, SARS, MERS ruled out, WHO, RFI
<http://www.promedmail.org/direct.php?id=20200105.6872267>

[1] 原因不明の肺炎 - WHO 2020年1月5日
<https://www.who.int/csr/don/05-january-2020-pneumonia-of-unknown-cause-china/en/>
Date: 5 Jan 2020 Source: WHO Emergencies preparedness, response, Disease Outbreak News, 5
Jan 2019

原因不明の肺炎 中国 2020年1月5日

2019年12月31日、中国湖北省武漢市で発生した病因不明の肺炎が WHO 中国事務局に通知された。
2020年1月3日現在、原因不明の肺炎患者 44 人が、WHO に報告されている。44 症例のうち、11 症例は重症であり、残りの 33 例は安定している。
メディアの報道によると、武漢の関連市場は環境消毒のために 2020年1月1日に閉鎖された。

肺炎の原因はまだ特定されていない。2020年1月1日、WHO は、リスクを評価するために各国当局にさらなる情報を要求した。

国家当局は、すべての患者が武漢の医療機関で隔離され、治療を受けていると報告している。臨床症状は主に発熱であり、少数の患者は呼吸困難があり、胸部レントゲン写真では両肺の浸潤影を呈している。

当局によると、一部の患者は”華南シーフード市場”で働いていた。中国の調査チームの事前情報に基づく、人から人への感染の証拠はなく、医療従事者の感染も報告されていない。

公衆衛生対応各国当局は、以下の対応措置を報告している。

121 名の濃厚な接触者が特定され、医学的観察下にあり、フォローアップが進行中である。
病原体の特定と原因の追跡は進行中である。
武漢市保健委員会は積極的な症例探索を実施し、遡及的調査が完了した。
環境衛生とさらなる衛生調査が進行中である。
WHO は状況を慎重に監視しており、中国の各国当局と密接に連絡を取り合っている。

WHO のリスク評価

この報告された原因不明の肺炎クラスターの全体的なリスクを決定するための情報は限られている。
報告されている鮮魚卸売と動物市場への関連は、動物への暴露が関係していることを示している可能性がある。
患者の間で報告される症状は他の呼吸器疾患に共通しており、肺炎は冬季によく見られる。しかし、入院が必要な肺炎が 44 例も発生するということは、空間的・時間的集積を慎重に判断する必要がある。

人口 1,900 万人の武漢市は、人口 5,800 万人の湖北省の首都である。WHO は、この事例で実施された臨床検査および鑑別診断に関する詳細情報を要求している。

WHO のアドバイス

各国当局から提供された情報に基づいて、インフルエンザと重度の急性呼吸器感染症の公衆衛生対策と監視に関する WHO の推奨事項が引き続き適用される。
WHO は旅行者に特別な対応を実施することを推奨していないが、旅行中または旅行後に呼吸器疾患を示唆する症状がある場合、旅行者は医療機関に相談し、旅行歴を申告することを勧める。
WHO は、このイベントで入手可能な現在の情報に基づいて、中国への旅行または貿易の制限を適用しないよう助言する。

[2] 原因不明のウイルス性肺炎に関する武漢市保健衛生委員会報告

<http://wjw.wuhan.gov.cn/front/web/showDetail/2020010509020>

Date: 5 Jan 2020 Source: Wuhan Public Health Commission Press Release

武漢市保健衛生委員会の原因不明のウイルス性肺炎に関する報告

発行機関：武漢市保健委員会 公開日：2020-01-05 20:33:24

2019 年 12 月 31 日以来、委員会は、市内の原因不明のウイルス性肺炎症例の検索と遡り調査を実施している。

2020 年 1 月 5 日の時点で、原因不明のウイルス性肺炎患者は 7 人の重症患者を含め合計 59 人が報告されている。重症者以外の患者のバイタルサインは安定している。

現在、武漢の医療機関では、すべての患者が隔離されている。死亡者はいない。59 人のうち、最も早い発症は 2019 年 12 月 12 日であり、直近は 2019 年 12 月 29 日である。

163 人の濃厚接触者が健康観察のために追跡されており、接触者の追跡調査は進行中である。
疫学調査では、一部の患者が”武漢南中国海鮮都市（南中国海鮮卸売市場）”で働いていることが示された。

現在のところ、予備調査では、人から人への感染の明確な証拠は示されておらず、医療スタッフの感染も見られていない。

インフルエンザ、鳥インフルエンザ、アデノウイルス、感染性非定型肺炎（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）などの呼吸器病原体は除外されている。

病原体の特定と原因の追跡は進行中である。

現在、国家と湖北省の支援により、武漢では主に以下の予防管理措置を実施している。

1. 患者への治療。
2. 患者隔離を実施。
3. 関連する症例の探索と市全体の医療機関での遡り調査を実施。
4. 濃厚接触者の追跡、症状のない接触者の健康観察を実施。
5. 中国南部海鮮都市の市場の一時閉鎖、環境衛生措置とさらなる衛生調査を実施。
6. 積極的疫学調査の実施。
7. 州と県と協力して病原体の同定（核酸の検出とウイルスの分離と培養を含む）を実施し、原因追跡と予防と感染制御対策の実施。

専門家は、この都市は冬と春に感染症の発生率が高い場所であると指摘している。市民は屋内の空気循環を維持することに注意を払い、換気の悪い公共の場所や混雑した場所を避ける必要がある。必要に応じてマスクを着用し、発熱がある場合、特に持続性の発熱の場合は、医療機関を受診すること。

[3] シンガポール疑い例, RS ウイルス同定 - media report
<https://www.straitstimes.com/singapore/health/wuhan-pneumonia-first-suspect-case-identified-here>
Date: 4 Jan 2020 Source: Straits Times

シンガポール保健省 (MOH) は 2020 年 1 月 4 日、中国への旅行歴のある 3 歳の中国人少女が肺炎を来し、武漢で発生している不明ウイルス感染が疑われ、今回初めて通知されたと述べた。患者はさらなる評価と治療が求められ、予防措置として隔離されていた。各国は、肺炎の症例を特徴とする武漢での未知のウイルスの発生を心配している。これは武漢市内の卸売市場にリンクしており、伝えられるところでは、そこでは魚介類だけでなく、鳥やヘビ、ウサギやその他の野生生物の臓器や生きた動物も販売されているようである。少なくとも 44 人がそこで感染している。そして 11 人が重症となっており、2003 年にシンガポールを襲った重度の急性呼吸器症候群 (SARS) が彷彿とされる。

シンガポールでは、チャンギ空港の都市から到着する乗客の体温検査を開始しており、医師は可能性のある症例を監視している。専門家は、人から人への感染の報告はなかったと話している。MOH によると、シンガポールの少女の状態は安定しているが、この症例がどのように発見されたかについての詳細な経緯は述べられていない。この患者は、肺炎症例に関連する武漢の華南海産物卸売市場を訪れていなかった。予備試験では、患者は RS ウイルスが陽性であることも示された。これが原因であることを確認するための調査が進行中である。

武漢に直接接続している航空会社はスクートとウルムチ航空の 2 社であり、1 月 4 日朝のスクートのフライト T1 で最初の体温スクリーニングが行われた。

[4] 香港 さらに 8 例の疑い例, 病原体未検出例はなし - media report
<https://www.scmp.com/news/hong-kong/health-environment/article/3044723/six-more-hong-kong-patients-hospitalised-over>
Date: 5 Jan 2020 Source: South China Morning Post

武漢の当局は、2020 年 1 月 5 日に、59 人が肺炎の未確認の形態で入院したことを発表した。武漢から香港に戻った人から、さらに 9 人の患者が発熱または呼吸器症状を呈した。

感染者の総数は増加したが、武漢市保健衛生委員会のウェブサイトによると、重症者は 11 人から 7 人に減少している。また、163 人の接触者が健康観察下に置かれている。当局はすでに、一般的なインフルエンザ、鳥インフルエンザ、アデノウイルス感染およびその他の一般的な呼吸器疾患を除外している。香港の保健予防センター (CHP) によると公立病院にさらに 8 人の患者が入院している。9 歳の男の子、2 歳の女の子が含まれており、いずれも過去 14 日間に武漢に行っているが、このうちの少なくとも 7 人は、動物市場に行ったことがないことが確認されている。その他の患者は、22 歳から 55 歳までの男性 4 人と女性 2 人である。患者はすべて隔離されたが、4 人はインフルエンザ関連疾患と確定され、残りも検査結果待ちである。香港では疑わしい患者の総数は 17 例となったが、1 月 4 日の夜までに未知の病原体が見つかったものはいない。感染症に対する新しい対応メカニズムが土曜日に香港政府によって開始され、対応レベルは「深刻なレベル」と設定された。

添付：

6. 那覇市保健所所内健康危機管理メール（第1報）

送信日時: 2020年1月7日火曜日 10:06

件名: ★健康危機レベル1★ Fw: [共有] 中国武漢での原因不明肺炎（所内第1報）

那覇市保健所所内健康危機管理対策委員の皆様

本件、昨日までは課内レベルで共有していましたが、
昨夕に厚労省からも通知がありましたので、
所内レベルで共有開始いたします。

厚労省からの通知については第2報でお知らせします。

-----Original Message-----

差出人: "

CC:

件名: [共有] 中国武漢での原因不明肺炎

日時: 2020年01月06日(月) 16:35(+0900)

以下は「那覇市保健所結核・感染症G健康危機管理メール（第1報）」と同じ内容

7. 那覇市保健所Facebook（第1報）

新型コロナウイルス感染症（当時は「中国武漢市における原因不明肺炎」とされていた）に関する那覇市保健所Facebookの第1報（2020年1月8日）



那覇市保健所
作成者: 仲宗根 正 [?] · 1月8日 · 地球

【中国武漢市における原因不明肺炎の発生について（第2報）（厚労省2020年1月7日発表）】

中国武漢市における原因不明肺炎についての厚生労働省からのお知らせです。
武漢市を訪問された方は、是非、お目通しください。... [もっと見る](#)

中華人民共和国湖北省武漢市**において原因不明の肺炎が発生！**

湖北省武汉市**发生不明原因的肺炎！**

Unexplained pneumonia has occurred in **Wuhan City**, Hubei Province of China!

武漢市から帰国された方で**咳**や**発熱**等の症状がある場合には **検疫所**にお申し出

8. 那覇市保健所庁内健康危機管理メール（第1、12、24、116、119報）

第1報

送信日時: 2020年1月16日木曜日 13:36

件名: ★健康危機レベル1★ 中国武漢での原因不明肺炎（庁内第1報=所内第5報）

関係各課・庁内健康危機管理対策委員の皆様
那覇市保健所所内健康危機管理対策委員の皆様
（情報提供が不要な方はご連絡下さい）

ハイサイ

本情報は関係者限りでお願いします

本件、国内発生が確認されたことから、
情報共有について所内レベルから庁内レベルに引き上げます。
現時点では 健康危機レベル1 と判断しています。

1. 件名の件で国内感染が確認されました。
詳細は末尾に引用している厚労省の記事を参照ください。
2. 所内第4報（1/14 付）で報告しましたが、那覇市保健所は、
疑い症例が発生した場合は疑似症ガイドンスに沿って対応することになります。
その旨、厚労省から通知（1月10日夕付）がありました。
今後も、厚労省から具体的な通知がくるものと思います。
3. 沖縄県は、疑い症例が発生した場合に備えて対応フロー等を調整中で、
一両日中に県内関係者に通知する予定です。
4. 取扱注意：那覇市内では、武漢訪問歴のある方が少なくとも1名、確認されています。
現時点まで特に症状はないようですが、
念のため、警戒レベルをあげて、その方の健康観察を実施します。
1/5に武漢から帰国されていますので、
取り敢えず帰国から3週間は観察したいと思います。
健康観察や観察期間、積極的疫学調査について、
今後、厚労省から通知があればその内容に沿って対応予定です。

第12報

送信日時: 2020年1月29日水曜日 12:49

件名: ★★健康危機レベル2★★ 新型コロナウイルス感染症（庁内第12報=所内第17報）

関係各課・庁内健康危機管理対策委員の皆様
那覇市保健所所内健康危機管理対策委員の皆様
（情報提供が不要な方はご連絡下さい）

ハイサイ

本情報は関係者限りでお願いします

1月29日12時現在 ★★県内未発生期・国内発生早期★★ です。

時期については市行動計画
「那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年8月）」
の26ページの表を参照ください。

輸入感染ではなく、国内発生と思われる感染例が確認されましたので、
所内緊急会議の結果、健康危機レベル2 に引き上げました。
所内全課で対応にあたります。

1. 厚労省の相談窓口が開設されました。
那覇市 Facebook で紹介済みで、それを那覇市 Facebook でシェアしていただきました。
那覇市保健所ホームページでも紹介予定です。
2. 那覇市 Facebook でも紹介していますが、
内閣官房ホームページに特設サイトが開設されています。
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
3. 首相官邸ホームページにも特設サイトが開設されています。
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
4. 上記サイトを参照に、市民の皆さまへの冷静な対応呼びかけをお願いいたします。
5. 取扱嚴重注意！：前報の、感染研で検査中の方の検査結果はまだのようです。

那覇市保健所のホームページに新型コロナウイルス感染症のサイトを設置しました。
https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/kansensyou/hassei/020121_ncov.html

添付ファイル：
新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について | 内閣官房新型インフルエンザ等対策室.pdf;
新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～ _ 首相官邸ホームページ.pdf

第24報

送信日時: 2020年2月14日金曜日 18:53

件名: ★★★★★健康危機レベル4★★★★★ 新型コロナウイルス感染症（庁内第24報=所内第29報）

関係各課・庁内健康危機管理対策委員の皆様
那覇市保健所所内健康危機管理対策委員の皆様
（情報提供が不要な方はご連絡下さい）

ハイサイ

本情報は関係者限りでお願いします

2月14日18時現在 ★★★★★県内発生初期・国内発生早期★★★★★ です。

現在、健康危機レベル4 です。

1. 沖縄県内で新型コロナウイルス感染症の患者が確認されました。
2月1日にクルーズ船の乗客が乗車したタクシーの運転手です。
沖縄県の調査ではリストにあげていませんでした。
2. 県内発生を受けて、所長の指示で健康危機レベルを4に引き上げました。
那覇市危機管理対策本部設置要綱第1条に基づき、
那覇市危機管理対策本部の設置を市長に要請いたしました。
3. 現時点では、この患者の職場と訪問先は那覇市外となっています。
4. ○○○○○○3名が感染疑いとなっています。
検査結果は明日15日タと思われますが、ずれこむかもしれません。
この方々は那覇市の方です。
5. ○○の○○に那覇市内の方がいらっしゃいます。
○○との接触状況に応じて那覇市保健所で健康観察を実施予定です。
6. ○○○○2名と、うち○名の○(○○)の計3名は、
疑いありで感染症指定医療機関受診されています。
こちらの検査結果も明日15日タと思われますが、ずれこむかもしれません。
この方々も那覇市の方です。

那覇市保健所のホームページに新型コロナウイルス感染症のサイトを設置しました。
https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/kansensyou/hassei/020121_ncov.html

第116報

送信日時: 2020年5月21日木曜日 16:04
 件名: ★★★★★健康危機レベル3★★★★ 新型コロナウイルス感染症(庁内第116報=所内第125報)

関係各課・庁内健康危機管理対策委員の皆様
 那覇市保健所所内健康危機管理対策委員の皆様
 (情報提供が不要な方はご連絡下さい)

ハイサイ

本情報は関係者限りでお願いします

5月21日16時現在 ★★★★★県内小康期・国内小康期★★★★ です。

1. 健康危機レベルを3に引き下げました。
主に次の理由からです。
 - ・小康期となり、3週間、新規感染者がないこと。
 - ・感染者対応について本庁から多数の人員応援をいただいていたことが、
今後は那覇市保健所の人員で対応できる目途がたったこと。
 - ・沖縄県の休業要請が解除されたこと。

第119報

送信日時: 2020年5月28日木曜日 9:13

件名: ★★健康危機レベル2★★ 新型コロナウイルス感染症(庁内第119報=所内第128報)

関係各課・庁内健康危機管理対策委員の皆様
那覇市保健所所内健康危機管理対策委員の皆様
(情報提供が不要な方はご連絡下さい)

ハイサイ

本情報は関係者限りでお願いします

5月28日9時現在 ★★県内小康期・国内小康期★★ です。

1. 本日も現時点まで新規陽性はありません。
2. 現時点で入院勧告継続中：那覇市在住者1名（市内医療機関0名）
（解除されても、医師の判断で入院が必要な人は含まれていません）
3. 新型コロナウイルスの最長潜伏期間2週間の倍の4週間、
新規発生がないことから健康危機レベルを2（国内発生期・県内未発生期に相当）に引き下げました。
健康危機レベルは添付資料の別表をご参照ください。
4. WHO等では最長潜伏期間の倍の期間、
新たな感染者が発生しない場合に終息とみなすことが多いです。
県内では終息とは考えていませんが、その目安を参考にしています。
5. 国内でも新規発生0が4週間継続すれば、
健康危機レベルを1（国内・県内共に未発生期に相当）に引き下げる予定ですが、
現状では先は長そうです。
6. 政府の基本的対処方針や新しい生活様式の実践例等を参考に、
各自で既に対応に取り組まれているかと存じます。

なかなか地味で、メディア等でもあまり取り上げてもらえないのですが、
新しい生活様式の実践例にある「誰とどこで会ったかをメモする」
についても可能な限り実践をお願いできれば幸いです。

本人の感染予防策ではないですが、
感染後の感染拡大防止につながる取り組みです。
発症2週間前から入院保護されるまでの行動歴・接触者情報は、
その方からの二次感染を防ぐことにはあまり役立たないのですが、
三次感染を防ぐことにつながる大切な情報です。

日時を含めて「誰とどこで会ったか」、
日記をつけている方は日記への記載を、
つけていない方はメモをしていただくよう、
職員や身近な方へお声掛けをお願い致します。

添付ファイル:

(最新) 那覇市健康危機管理基本指針、別表.docx

(最新 28年改正) 2016 那覇市健康危機管理対策体制概要図.pptx

新生活様式実践例.jpg

9. 第一次振り返り調査

市行動計画の「Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」にある実行項目である「市行動計画の主要 6 項目」について、その課題と今後の対策を検討するために、現場対応者へのアンケート調査（自由記載）を実施した（6 月 9 日依頼）。以下がその結果である。

1 実施体制

- ① マンパワーの確保、特に今回は、帰国者・接触者相談センターへの全庁体制での保健師等の専門職の応援体制の確立が大きかった。
- ② 電話回線の増設や相談室の確保等については、宮里G長の指導の下、ある程度、迅速かつ柔軟に対応できたと考える。
- ③ 積極的疫学調査、相談等に関する応援職員の配置はとてもありがたかったが、事務処理が追いついていなかった。積極的疫学調査以外にも、勧告手続き、公費医療の申請確認手続き、新たな契約事務とそれに伴う予算確保等、かなりの作業があり、契約事務等は今も継続している。
- ④ 本庁において、4/20 付け「医療体制支援班」が設置されたが、担当業務が結核感染症グループ業務とは少し違っており、うまく連携が取れなかったように思う。
- ⑤ 遠隔勤務を可能とするインフラ（ラップトップパソコンなど）が整っていなかった。
- ⑥ 感染症グループへの応援（保健師）が、当日依頼されることも多々あり、調整に苦慮した。

【2階 帰国者・接触者相談センターについて】

- ① 応援当初、様々な相談があり、回線もパンク状態となるなど、戸惑いもあったが、仲宗根先生や豊川先生、感染症グループのサポートがあり乗り越えられたと思います。
- ② 特定健診課から、会計年度任用職員の応援体制であったが、対応への不安があり、2人交代制のシフトを組んだ。その際、スペースが密となる状況となってしまった。スペース的には3階の健康増進室が良いのではないかと考えたが、地域保健課との連携や調整もあるため要検討。
- ③ 医師会の委託動員も助かりました。今後も早期から配置をお願いしたいです。
- ④ 急遽、相談センターから発信専用の携帯電話を整備したので、検査調整に役立ちました。
- ⑤ 帰国者・接触者相談センターの運営、結核・感染症グループへの保健師応援派遣は、BCPが発動され、事業を休止・縮小したので対応できた。

【3階 健康増進室での応援体制について】

- ① 特定健診課、生活衛生課、他部からの応援職員で対応したが、3階へ出勤している職員・会

計年度任用職員の勤務体制やシフトのとりまとめと把握。

- ② 特に、他部からの応援職員がいつから来るのか、いつまでなのか、その問合せ先と、まとめて把握する職員が不明確。3 階リーダーとして、他部職員への対応に苦慮した。
- ③ 本来は、企画調整課→保健総務課→3 階現場へ連絡が来たほうが良いと思われるが、特定健診課→3 階現場という流れだった。

【今後】

- ① 健康部内での応援体制の明確化が必要ではないか？
- ② オペレーションセンターの確保（増員を受け入れるための PC や電話回線などのインフラ、フィジカルディスタンスを確保できるためのスペース、場合によっては 3 階の会議室の活用も選択肢）
- ③ 外部委託可能な業務に関する外部委託の推進（検体回収など）
- ④ 他部へ応援依頼する時期：応援依頼した時期と、実際に配置された時期で、繁忙の度合いが違った。来てもらった時には、暇だったので、所内4課へ業務募集した。
- ⑤ 第2波の繁忙期の見極め。（難しいかもしれませんが）
- ⑥ 積極的疫学調査等の応援派遣の目安があると前もって準備できる。（感染者数に対して保健師何名必要かなど）
- ⑦ 保健師は、全庁的な支援体制が必要
- ⑧ 感染症 G を経験した職員が少ない。対応できる職員を増やしていく必要がある
- ⑨ 消毒、搬送について、マニュアルを見ての対応だが十分に対応できるか自信はなく、実地練習は必要。
- ⑩ 第2波、第3波に備えて、本市全体の組織体制として緊急派遣チームを今から結成して準備しておく必要があるのではないか。
- ⑪ 積極的疫学調査についてのレクチャーを第2波がおこるまえに実施してほしい。（保健師の速やかな配置、業務調整ができるために）

【3 階 健康増進室での応援体制について】

- ① 改善策：結核・感染症 G は多忙を極めるため、保健総務 G で把握し、他部や3階と連絡することを提案。
- ② PC 以外にも、プリンタ、インターネット端末、外線用電話の設置が必要。
- ③ 業務上、本庁とのやりとりも出る中、外線端末がないため、生活衛生課の携帯を使用した。
- ④ プリンタは、保健総務 G が情報政策課へ機器配置依頼することを提案。
- ⑤ ネット端末は、3 階に近い生活衛生課から運ぶ。外線端末は、相談を要する。

2 サーベイランス・情報収集：コメントなし

3 情報提供・共有

(1) 情報提供・共有の目的：コメントなし

(2) 情報提供手段の確保

【今後】

- ① 随時、感染症グループから助言や情報提供があり助かりました。ただ情報量が多く、他の相談員との情報共有に苦慮したり、テレビや新聞などの情報とのタイムラグや食い違いに苦慮したりする面もありました。パソコンやホワイトボードの使用法などの検討。
- ② 間違った情報に対する市民へのQ・A 回答など共有できると良いと思いました。
- ③ 後半は、精神的な相談も多かったため、沖縄県などで精神面に対する相談機関などを設置する必要性があると感じました。
- ④ 相談センター内でのインターネットやプリンタなど設置あると助かります。
- ⑤ パソコンは回線の共有が出来ず、ほとんど使用しなかった。回線などがうまくできると2階でも記録の入力など効率よくできたかと思われる。

(3) 発生前における市民等への情報提供

- ① 市民の友（特別号）3/19 発行は、よかったと思う。（情報を集約して一元化）
- ② 市民と共通の情報源があると共有しやすい。
- ③ 地域保健課の支援対象者（妊産婦、乳幼児、精神保健、難病等）に対しての情報提供は、不十分であった。

【今後】

- ① 第2波が発生する前の特定健診受診の呼びかけ（健診だより・受診勧奨はがき・保健指導等通知）

(4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

- ① 国の通知 R2.6/9「遅らせないで子供の予防接種と乳幼児健診」、子供の予防接種は、「不要不急」ではありませんの周知依頼があった。もっと早く周知啓発が必要であった。

【今後】

- ① 特定健診受診のホームページにおいて、集団健診等中止呼びかけ

(5) 市民の情報収集の利便性向上：コメントなし

(6) 情報提供体制について

- ① 日々刻々と変わる情報や国からの通知等日々の業務をしながら最新情報を把握するのは、困難であった。マスコミの情報が早く、それに反応して市民からの問い合わせ、相談対応には、大変苦慮した。また、教育、経済、観光等様々な業種からの問い合わせに追いつかない状況であ

った（帰国者・接触者相談センター）

- ② 保健所内で新しい情報を共有できていないことに対して、市民からの批判がかなり多く、職員もストレスであった。

【今後】

- ① マスコミの情報が国からの通知より早い現状の中、日々、変わる情報を、いかに迅速かつ
- ② 確実に提供できるか。
- ③ 外国人向けの情報発信の強化
- ④ 情報が一方であり、疑問や見解の統一が図られないと感じた。短時間でも情報共有の場が必要と思う。
- ⑤ 毎日情報が更新されていく統計情報（検査数、患者数、入院数等）については、所内の共有サーバー等に掲載して確認できるようにできないか。
- ⑥ 感染症Gのミーティングに各課からも参加して課内に情報を流す等必要。
- ⑦ 発信者を決めて、だれに確認したらよいかわかるようにしてほしい。
- ⑧ 受診調整の結果はどうだったのかわからない。治療につながったケースを通してみえてくる情報を、帰国者相談センターにフィードバックできるしくみが必要。相談時に留意すること等感染症Gより要望があれば教えてほしい。

4 予防・まん延防止

（1） 予防・まん延防止の目的：コメントなし

（2） 主なまん延防止対策

- ① 那覇市新型インフルエンザ等対策のためのBCPを参考に判断した。
- ② 乳幼児健診の延期、親子手帳郵送交付、親子教室の中止等

【今後】

- ① 特定健診受診や保健指導の延期
- ② 検査が必要な疑い例の受診をサポートする手段の確保（民間タクシー会社などの確保）
- ③ 法的義務のある事業「乳幼児健診」について、継続・中止の判断が市町村に委ねられているため、部長、副部長、所長を交えて都度検討したが、判断基準がないためかなり悩んだ。第2波に備えて判断基準を作る必要がある。
- ④ マスクやアルコール消毒液は、普段から余裕をもって購入しておく必要がある。

（3） 予防接種：コメントなし

【ワクチン】

【特定接種】

【住民接種】

【住民接種の接種体制】

【医療関係者に対する要請】

5 医療

(1) 医療の目的：コメントなし

(2) 発生前における医療体制の整備

① 今回、収益の悪化が多く、協力医療機関で確認された。事前の調整（入院見込み等）が不十分であったこと。資材の確保が足りなかったこと。行政の財政支援が不十分であったことなどが考えられる。

② 特定健診の受診についても、事前に医師会との調整が必要ではないか？

③ 那覇市医師会を中心とした近隣医療機関との役割の分担と理解を深める必要がある。

④ 県、行政、医師会による連携の在り方について再確認が必要ではないか。

(3) 発生時における医療体制の維持・確保

① 一部クリニック等において、診療拒否が発生した。仮に対面での診療を行わない場合であっても、遠隔診療や診療を行うクリニック等を紹介するなどの対応が必要。検体搬送や患者移送も職員が柔軟に対応できた。

② 協力医療機関との調整は、比較的スムーズであったと思いますが、かかりつけ医からの検査依頼などの際、協力医療機関との仲介に苦慮する面があったため、直接、かかりつけ医と協力医療機関の調整ができる体制が良いかと思いました。

③ 対応に苦慮したのが、検査優先ではない D ケースの対応でした。初診はもちろん、かかりつけ医も受診対応が厳しい状況で、苦情も多かったため、医師会による早期の PCR センター、発熱外来センター等の設置が求められる。

(帰国者・帰国者・接触者相談センター)

① 発熱等症状がある患者の受診拒否が多くあった。今後に向けて、発熱外来をどの医療機関にどれくらい設置必要か等検討必要。

② 患者発生時は、早期に PCR 採取検査センターの設置が必要。

③ PCR 検査（行政検査）の基準がわかりづらく、市民への理解も得られず苦情が多かった。なんとかできないか。

④ 医師の判断で PCR 検査が、進められるよう県・市医師会に要請していただきたい。

⑤ 受診支援（移送）が必要な場合の対応・・・基準、マニュアル等必要

⑥ ひとり親家庭、高齢者、障害者、要介護者等の介護者が陽性になった場合の対応等

【今後】

① 患者移送用の車両の借用ができたが、今後も同様な対応が期待できるのか？

② 検体搬送用車両については、管財課が早く貸し出してくれた。

③ 電話回線の増設に伴う修繕費や検体搬送や患者移送時の燃料代、PCR採取センターの委託費用等の予算面の調達が必要

- ④ 他課や他部の応援が必要な場合に、応援職員を配置してくれる部局の業務の停止や中止等に伴う事後処理
- ⑤ 遠隔診療を拡充するための支援（iPadなどの器材やインターネット回線など）

6 市民生活・市民経済の安定の確保

(1) 目的：コメントなし

(2) 市民及び事業者

- ① 国保及び後期加入者で、収入減少が見込まれる世帯への保険税（料）の減免、猶予
- ② 国保加入者の被用者が感染（疑い症例含む）により療養したときに傷病手当金の支給
- (3) 要援護者対策
 - ① 経済面が厳しい世帯への市職員有志のフードドライブ、災害時の備蓄、母子保健相談指導事業での食品、ミルク等の提供は良かった。（消耗品費を用途変更）
 - ② 早めに特別定額給付金が支払われるとよい。
 - ③ ハイリスク妊産婦、乳幼児等への緊急物資は課独自で備蓄必要。（予算化検討）
 - ④ 母子家庭や高齢者世帯、障害者世帯などの要支援者への感染予防への周知方法の工夫。
 - ⑤ 世帯分離となった際の支援者間の役割分担、分離を行うための施設調整等。

(4) 風評被害対策

【今後】

- ① 特に死亡者が発生した場合の公表内容について、県との調整が必要。遺族の感情を逆なでするような対応の場合に信頼関係の構築ができない。
- ② 医療関係者家族や罹患後の復職に際した完治証明不要等についての再周知方法の工夫。
- ③ 精神的な抑うつ等、メンタルヘルスに関する相談先の周知啓発の充実。

★保健所全職員や帰国者・接触者相談センターに関わる職員に対して、下記（①～⑨）について周知が徹底されてなかったように思われる。

1 実施体制

- ① 「那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画」の配布及び内容の周知
- ② 時点での「市行動計画」における6つの発生段階のどの分類にあるのか。
- ③ 「那覇市新型インフルエンザ等対策個別計画」、「那覇市新型インフルエンザ等対策個別計画策定方針」の配布及び内容の周知、状況の変化により適宜内容の改正
- ④ 6つの発生段階と健康危機レベルとの違いの説明
- ⑤ 海外発生期における「市危機管理対策本部」の設置したこと
（その他）
 - ・健康危機管理担当者の配置と役割の周知。

- ・平時における「那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画」「那覇市新型インフルエンザ等対策個別計画」、「那覇市新型インフルエンザ等対策個別計画策定方針」の勉強会等の実施！
- ・那覇市保健所健康危機管理対策委員会の定期的な開催が必要と思われる。そうすることで、平時からの情報の共有・事前準備・海外発生期における体制の強化が可能となる。
- ・那覇市新型コロナウイルス感染症現地（那覇市保健所）対策本部の役割の明確化と話し合われた内容の周知等の仕組みづくりの構築！
- ・新型コロナウイルス感染の収束後、市行動計画等の見直しの実施！

2 サーベイランス・情報収集

- ⑥患者及び濃厚接触者の全数把握が困難となったか否かの情報

3 情報提供・共有

（１）情報提供・共有の目的

- ⑦厚生労働省、沖縄県等からの通知とマスコミ報道のタイムラグや内容に差があり、混乱をきたした。

（その他）

- ・たくさんの情報がメールで届き、何が新しいのか、正しい情報として市民に伝えていいのか、情報の取り扱いについて迷いました。情報の収集及び活用について整理できればと思いました。※市民に伝えて良いという前提で発信しているのであれば、最初でその旨周知をしていただきたかったです。

5 医療

（３）発生時における医療体制の維持・確保

- ⑧帰国者・接触者外来の設置の要請したことや、外来が設置されたこと。
- ⑨帰国者・接触者相談センターを設置したことと、その役割。

（その他）

- ・通院中の患者であっても発熱があると受け入れないなら、発熱に対応する医療機関の情報提供まで、かかりつけ医として行ってほしいと思いました。症状がある中、どの医療機関を受診すればいいのか不安が大きくなりセンターに相談がありました。（特に出産直前の妊婦等）
医療機関間の情報の共有の強化。
- ・那覇市医師会PCRセンター登録医療機関にも関わらず、発熱者を拒否するクリニックがありました。医療機関の役割等の説明をしっかりと行ってほしいと思いました。
- ・陽性者の感染ルートなどの情報がタイムリーに相談センターに入る仕組みづくりが必要だと思います。（その情報をもとに、相談者からの聞き取りも効果的になったかと思います）
- ・帰国者・接触者相談センターのフローチャートについて

症状・現病歴の項目について、状況に応じタイムリーな見直し検討の実施。

- 帰国者・接触者相談センターにおいて、再度相談があった方への対応について、過去の情報を得るために相談票の取り出し、データの特定と手間がかかった。情報の共有及び整理が必要と感じた。
- 外国人が母国に帰国する際に、PCR 検査陰性の証明が必要な事例があり、県内で実施可能性の問い合わせがあったが対応可能な医療機関はなかった。今後は、設置に向けて県対策本部に働きかけてはどうか！



那覇市保健所 保健総務課 結核感染症グループ
電話：098-853-7971